

次期「福山市障がい者プラン」の策定について

(福山市障がい者保健福祉総合計画)
(第 8 期福山市障がい福祉計画)
(第 4 期福山市障がい児福祉計画)

1 策定の趣旨

本市では、2021年度（令和3年度）に、障がい者施策の基本的な方向性を定めた「福山市障がい者保健福祉総合計画」、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の見込量やその提供体制の確保に係る方策等を定めた「第6期福山市障がい福祉計画」及び「第2期福山市障がい児福祉計画」を一体的なものとする「福山市障がい者プラン」を策定した。2024年度（令和6年度）には、本プランのうち、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の内容を見直し、新たに「第7期福山市障がい福祉計画」及び「第3期福山市障がい児福祉計画」を策定したところである。

今回、本プランの計画期間が2026年度（令和8年度）末に終了することに伴い、2027年度（令和9年度）から2032年度（令和14年度）までの6か年を計画期間とする、次期「福山市障がい者プラン」を策定するものである。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、3年ごとに策定する必要があるため、2029年度（令和11年度）に次の3か年について見直すものとする。

2 法令の根拠等

本プランは、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として策定するものである。

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）

（障害者基本計画等）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

（市町村障害福祉計画）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

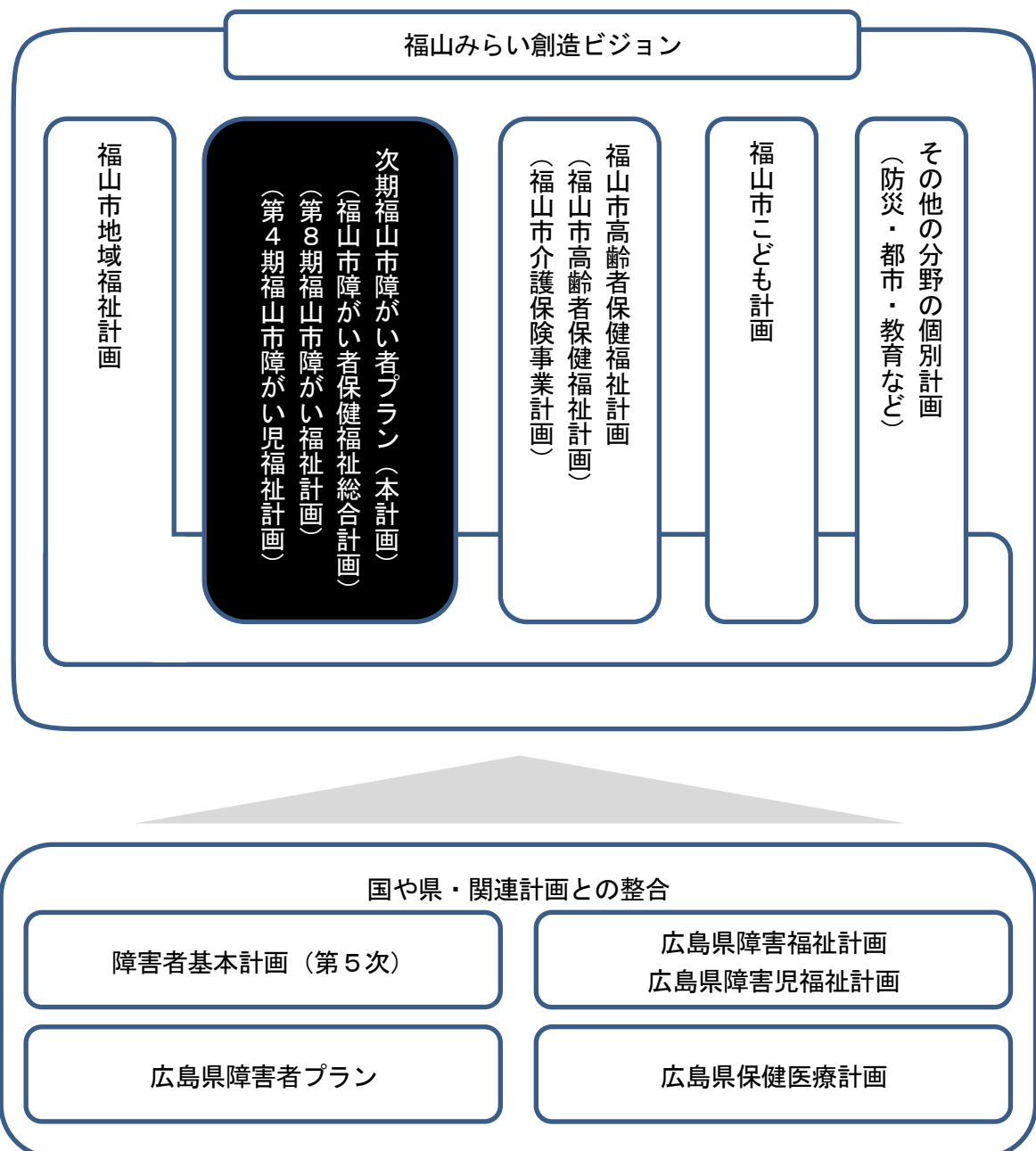
○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 他の計画との関連

本プランは、「福山みらい創造ビジョン」のもとに、個別の福祉計画や、地域福祉に関する分野を横断するものとして位置付けられる「福山市地域福祉計画」、本市のその他関連する計画及び国や広島県の各種計画と整合性を図りながら策定する。



4 本プランの策定体制

本プラン案の作成に当たっては、アンケート調査により様々な市民ニーズの把握に努める。また、行政内部だけでなく幅広い意見を反映させていく必要があるため、関係団体等との意見交換会やパブリックコメントを実施するとともに、本審議会に本プラン案を諮問する。

5 スケジュール（予定）

	アンケート調査	本プラン策定	社会福祉審議会	意見の反映
2025年度 11月～3月	実施 集計 分析			
2026年度 4月	考察	骨子の検討		
5月			全体会(諮問)	
6月	↓	↓		
7月			関係団体等との 意見交換会	
8月		素案の検討	審議予定	
9月		↓		
10月			審議予定	
11月		最終調整		
12月		↓		パブリックコメント
1月				
2月			審議予定 答申	
3月		本プラン策定		